

参議院選挙下で拡散する外国人排外デマをファクトチェック

星出卓也(日本長老教会西武柳沢キリスト教会牧師)

2025年7月20日投開票の第27回参議院選挙は、あつという間に外国人への規制強化を自民、公明、維新、国民、保守の各党が競って打ち出した。きっかけは「日本ファースト」を掲げる参政党の「国防・外交」政策。外国人の生活保護の支給停止、公務員の外国人採用制限、外国人を一元管理する「外国人総合政策庁」の設置など24項目も取り上げ、演説で「外国人は日本人より優遇されている」との言説が拡散された。市民の生活苦の不満を、関係の無い外国人を標的にして矛先を逸らす。与党もこの手口に乗った。嘘は事実に耐えられない。今回はファクトチェック特集とする。

■「日本にいない外国人からは相続税取れない」は誤り

外国人による不動産購入を巡り、参政党の神谷宗幣代表が7月6日のフジテレビの報道番組で、日本に住んでいない外国人からは相続税を徴収できないとの趣旨の発言をした。「日本には相続税というものがあるんですけど、オーストラリアとか中国とかですね、相続税ないからですね、彼らは買っておいで日本に住んでなければ、我々相続税取りようがないんですね」「日本人は不動産持ったら必ず相続税でね、たくさん税金払わないといけないけれども、海外の人たちは払わなくていい」など。

法制度上、国外に居住している外国人でも、国内に不動産を所有している人については相続税の課税対象となる。相続税の納税義務者を明記した相続税法1条の3で定められ、国税庁HPにもこのことは明示されている。毎日新聞が7月10日にこの事実を神谷氏に指摘し、回答を求めると、相続人が国外に居住し、住所や連絡先が不明な場合などにより、「徴税の実効性が著しく損なわれている状況がある」ことを「相続税を取りようがない」と言ったもので、制度として相続税納税義務があることを否定したものではない、と苦しい言い訳。

■「外国人へ生活保護は違法」は誤り

生活保護法は適用対象を「国民」としているが、旧厚生省は1954年、外国人に関し同法に準じて扱おうと通知。人道上の観点からで、1990年には

対象を永住者らと明示した。2014年の最高裁判決は同法の「国民」に外国人は含まれないとしたが、「行政措置による事実上の保護の対象にとどまる」とも言及。現在まで自治体の裁量で保護費が支給されている。

厚労省は「違法というのは間違い。国籍によって要否判定を変えることもない」と明言する。2023年度の受給世帯は165万478世帯で、うち世帯主が外国人のケースは4万7317世帯と全体の2・9%である。

■「生活保護受給世帯の3分の1は外国人」は誤り Xで「生活保護世帯数って、165万世帯で外国人生活保護世帯が56万世帯。33%が外国人じゃん。3分の1が外国人ってどうなんだろう」と投稿が3月頃から急増した。記事は、2024年の生活保護申請が5年連続で増加し、過去12年間で最多に達したことを伝えたもの。

厚労省によると、2023年度に生活保護を受給した世帯数(23年4月~24年3月の月平均)は全国で165万478世帯、このうち外国籍の人が世帯主のケースは、4万7317世帯となっている。計算すると、生活保護を受給している全世帯の2・9%に当たり、指摘されている3分の1は程遠い数字である。22年度も約2・9%と同様だった。

巷で出回った投稿では生活保護を受給している外国人の世帯数(世帯主が日本国籍を持っていない世帯)が2022年には56万8000世帯ほどで推移していたことを示したグラフも挿入されており、出典元とともに「数字は年間のべ総数」との注釈が付いていた。つまり、毎月の外国人の受給世帯数を12カ月分、累計で積み上げた数字で三分の一という虚偽の%をはじき出していた。生活保護は原則月1回支給される制度で、厚生労働省が毎年公表している受給世帯数(確定値)も1カ月の平均値を基準にしている。一方、拡散されている投稿では、全体の受給世帯数は約165万という1カ月分の数値なのに、受給する外国人世帯数の方は12カ月の延べ数(約56万)で対比されていた。このため外国人受給世帯の割合が30%を超えているという誤った数字が算出されていた。

SNS の拡散で広く「根拠」として引用されたのは公益財団法人「ニッポンドットコム」が配信したものだ。毎日新聞がニッポンドットコム編集部取材すると、7月9日、経緯を記した上で「この記事に基づき誤情報が出回っている」として記事を削除。

「外国籍世帯の生活保護 総受給世帯の約2・9%」とする訂正記事を新たに配信した。

■「外国人の重要犯罪増」「不起訴率が右肩上がり」は誤り

参政党の吉川里奈衆院議員は参院選公示を控えた6月23日、那覇市で街頭演説し、「今、外国人犯罪、重要犯罪が増加している。交通事故の数が減っているのに外国人の交通事故の数も増えているし、外国人の不起訴率はなぜか右肩上がり」と、外国人への警戒感を示した。

2024年末の在留外国人は376万8977人。14年末からの10年間で78%増え、訪日外国人客数に至っては24年に3687万148人と、10年間で175%増えている。吉村氏の発言はこの母数が増えていることに全く触れていない。

吉川氏が言及した外国人の重要犯罪検挙は2024年に754件と、10年間で75%増えている。これは在留外国人の増加率とほぼ等しく、外国人が犯罪を起こしやすいとは読み取れない。

外国人による交通事故は24年に7286件と10年間で6%増。ただ、在留外国人の増加率78%に比べると増え方は少ない。「外国人の交通事故増」という言説は母数増に触れておらず「ミスリード」となる。

「不起訴率」については、最新の23年の法務省統計で外国人の不起訴率は58・9%。13年から

の10年間では1・1ポイントの微増だが、小幅な上下程度で、吉川氏が発言した「外国人の不起訴率が右肩上がり」は事実ではない。不起訴率は日本人を含めた全体の方が68・0%と高く、同じ期間に0・8ポイント上がっていた。

■「国は外国人留学生に返済不要の1000万円を渡し、さらに毎月15万円を渡している」？

「1000万円」というのは、博士課程後期の学生向けに文部科学省が用意する支援制度（SPRING）のこと。これは外国人留学生だけでなく日本人も対象で、約6割は日本人が支援を受けている。

「毎月15万円」は、国費留学制度のことで、あくまで優秀な学生限定のもの。留学生33万人のうち、この国費留学制度の対象はわずか2.8%。

日本が研究や技術に力を注ぐ際に、優秀な学生が必要となり、博士課程の学生が日本に残ってくれば、日本の技術発展の足場を固めることに繋がる。またこれらの学生は自国に戻ればある程度の地位に就く人々で、この人々が日本で学位を取り、日本語を学び、交流を深めることは政府にとって将来のためとなると考えてのこと。他の国々においても同様の制度があるのは同じ理由によると考えられる。

■「外国人は日本滞在3カ月を超えると日本の国民健康保険の対象になる。病気とわかってから就労名目などで来日し、日本の医療を受ける不正が横行している」は誤り。国民健康保険の被保険者数に外国人が占める割合は、全体の4%（約97万人）。対して、国の総医療費のうち、外国人の医療費は1.39%（1240億円）。つまり、被保険者の割合からすると、かかっている医療費は安く、外国人全体ではむしろ損をしていると言える。

2025年5月16日例会奨励 詩篇7篇 須田毅(JECA 西堀キリスト福音教会牧師)

所属教会の集会にて、矢内原忠雄のエゼキエル書講解に触れた。矢内原の同書講解は1945年1月に完了している。敗戦濃厚で戦争の終結に近い時期、時代に抗って叫ぶかのような内容だった。

特に、いわゆる日本教学について批判している点に、敬意を覚える。日本のキリスト教会が、当時の社会的状況に妥協し、亜流の神学的融合をもたらす妥協的態度を厳しく批判するのは、都会の一隅で地道に聖書講義を継続する以上の、激しく厳しい信仰的決断を、常に保持していたことを想像させる。近年、天皇制に対する認識について批判もある矢内原だが、時代性と対峙する姿勢に学ぶべき点があると

考える。彼には、義の神に対する畏敬があったのではないか。そして、同時代人として矢内原自らも、日本の教会に生きる者として神に裁かれて致し方ないとしていた。

詩篇7篇において、ダビデは神を正しい審判者として見ている(11)。ここでダビデは、自分が正しいゆえに裁きから免れることを強調していない。むしろ、他者に対して悪を行うこともある自らを見(4, 5)、そして「主よ、私をさばいてください」と委ねている。自らが裁かれるとしても、神の義が明らかになることを望む信仰がある。神の義に対して、信仰者のひとつの態度を教えられる。